材料エネルギー学部規則

(令和5年島大材料エネルギー学部規則第1号) (令和5年4月1日制定) 機密性1

(趣旨)

第1条 島根大学材料エネルギー学部(以下「本学部」という。)における組織,教育課程,履修方法, 課程修了の認定等については、学則(平成16年島大学則第2号。以下「学則」という。)に定めるも ののほか、この規則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、専門的基礎学力と総合的視野をもった活力ある人材の育成を目的とする。 (学科)

第3条 本学部に次の学科を置く。

材料エネルギー学科

(学部長補佐)

- 第4条 本学部に学部長補佐を置くことができる。
- 2 学部長補佐は、学部長の職務を助け、学部長が指定する業務を処理する。

(単位制)

第5条 教育課程の履修は、単位制とする。

(授業科目の意義及び区分)

- 第6条 授業科目とは、教育課程における授業の科目をいう。
- 2 授業科目を内容により基礎科目、教養育成科目及び専門教育科目に分ける。

(基礎科目)

第7条 基礎科目は、次の履修区分毎に開設するものとし、各履修区分に属する授業科目、単位数及び 履修方法については、別に定める。

外国語

健康・スポーツ/文化・芸術

情報科学

数理・データサイエンス

(教養育成科目)

第8条 教養育成科目は、次の履修区分毎に開設するものとし、各履修区分に属する授業科目、単位数 及び履修方法については、別に定める。

入門科目

発展科目

社会人力養成科目

(専門教育科目)

第9条 専門教育科目は、これを基盤科目、専門必修科目及び専門選択科目に分け、授業科目、単位数 及び履修方法については、別に定める。

(授業科目の区分に関する履修上の特例)

第10条 第6条に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、当該授業科目の区分以外の区分に係る授業科目として履修させることができる。

(単位の計算方法)

第11条 本学部において開設する授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

講義 15時間の授業をもって1単位とする。

演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

実験及び実習 30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(各科目の履修)

第12条 学生は、入学初年度から基礎科目、教養育成科目と並行して専門教育科目を履修することができる。

(履修科目の登録の上限)

第13条 学生が各学期に履修科目として登録できる単位数は特例を除き25単位を上限とする。なお、 特例については別に定める。

(編入学者, 再入学者及び転入学者の既修得単位の認定)

第14条 学則第9条, 第10条又は第12条の規定により入学を許可された者が, 入学前に, 他の大学, 短期大学, 高等専門学校等において修得した単位については, 学則第14条の規定に基づき, 教授会の議を経て, その全部又は一部を本学部において修得した単位として認定する。

(編入学者, 再入学者及び転入学者の修業年限)

- 第15条 学則第9条の規定により入学を許可された者の修業年限は、2年とする。
- 2 学則第10条又は第12条の規定により入学を許可された者の修業年限は、当該志願者の合否を決定するときに、教授会の議を経て決定する。

(編入学者, 再入学者及び転入学者の在学年限)

第16条 学則第9条, 第10条又は第12条の規定により編入学等を許可された者及び学則第16条の規定により転学部等を許可された者の在学年限は、別に定める。

(他の大学又は短期大学の授業科目の履修及び認定)

- 第17条 学生は、学則第32条の規定により、他の大学又は短期大学の授業科目の履修を希望するとき又は学則第44条の規定により、 外国の大学又は短期大学に留学を希望するときは、当該大学又は短期大学と協議が成立している場合に限り、学部長の許可を得て、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
- 2 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)で修得した単位は、60単位を限度として 教授会の議を経て、卒業要件の単位として認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修及び認定)

- 第18条 学生が学則第33条の規定により、短期大学、高等専門学校の専科又は高等専門学校における学修を希望するときは、学部長は、教育上有益と認めたものについて、教授会の議を経て、当該教育施設等における学修を許可する。
- 2 学生が前項に定めるもの以外の文部科学大臣が定める大学以外の教育施設等における学修を希望 するときは、学部長は、特に教育上有益と認めたものについて、教授会に諮り、当該教育施設等にお ける学修を許可することができる。
- 3 第1項の規定に基づく学修により修得した単位は、前条第2項の規定により認定する単位数と合わせて60単位を限度として、教授会の議を経て、卒業要件の単位として認定することができる。
- 4 第2項の規定に基づく学修により修得した単位は、卒業要件の単位には算入しない。 (課程修了の要件及び認定)
- 第19条 学則第49条の規定による課程を修了するためには、別表に定める履修単位数を修得しなければ ならない。
- 2 課程の修了は、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て学部長が 認定する。

(特別聴講学生)

第20条 学則第62条の規定により、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生が本学部の授業科目の履修を希望するときは、学部長は、教授会に諮り教育上有益と認め、かつ、当該大学との協議が成立したものについて、特別聴講学生として学長に許可の申請をするものとする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 学則第64条の規定により入学を許可された者に対し、日本語科目及び日本事情に関する科目を次のとおり置くこととし、授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

日本語科目 日本語

日本事情に関する科目 日本事情

(外国人留学生等の履修の特例)

- 第22条 外国人留学生が、前条に規定する科目を履修し、単位を修得したときは、別表に規定する課程 修了の要件として修得すべき単位のうち、基礎科目の外国語の単位は8単位を日本語科目についての 単位で、教養育成科目のうち入門科目及び発展科目についての単位は8単位までを日本事情に関する 科目についての単位で代えることができる。
- 2 前項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育に教授会が必要であると認めた場合に 準用する。
- 第23条 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施する。

附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

履修単位

_		基礎科目							教養育成科目							専門教育科目								
Annan	学 科	英語	国 初修外国語		文化・芸術 健康・スポーツ/	情報科学	数理・データサイ	計	人文社会科学	自然科学	学際	人文社会科学	自然科学	選 学 際	社会人力養成	計	基盤科目	専門必修科目	専門選択科目	計	自由選択科目	合計		
	材料エネルギー学科	6	2	8	2	2	2	14	人	文社	会科	学4,	自	然科	学4	12	13	63	18	94	*	124		
																					4			

注 自由選択科目の単位は、基礎科目、教養育成科目及び材料エネルギー学部の学生が履修することができる専門教育科目の中から選択して履修した科目の単位とする。

備考

- 1. 外国語(初修外国語)は、ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国・朝鮮語の中から1科目を選択して履修しなければならない。
- 2. 教養育成科目は、人文社会科学分野から4単位、 自然科学分野から4単位履修し、残りの4単位については 入門科目・発展科目・ 社会人力養成科目の中から自由に履修することができる。 ただし、次の科目は必修科目とする。

「基礎物理・化学」, 「数学基礎 I」, 「数学基礎 II」

- 3. *を付した単位には放送大学で開講される科目の単位を含めることができる。
- 4. 法文学部,教育学部,人間科学部,総合理工学部及び生物資源科学部が全学に開放する専門教育科目を修得した単位は自由選択科目の単位とする。
- 5. 島根県立大学との間における単位互換に関する協定により、島根県立大学で修得した単位は、自由選択科目の単位に含めることができる。
- 6. 松江工業高等専門学校との間における単位互換に関する協定により、松江工業高等専門学校で修得した単位は、自由選択科目の単位に含めることができる。